

在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業補助金交付要綱

制定 令和8年5月25日付8保医医政第254号

第1 目的

本要綱は、在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業実施要綱（令和8年3月19日付7保医医政第2166号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、在宅療養体制支援医療機関緊急整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、事業の適切な運営を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

本要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第2に定める者であつて、本要綱第5に定める事業の実施期間を通じて引き続き指定を受ける意思を有する者とする。

第3 補助対象事業

- 1 本要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱第3の（1）から（3）に定める事業とし、全ての事業を実施した場合に補助するものとする。
- 2 国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業及び診療報酬の算定対象となる事業は対象外とする。

第4 補助対象経費

本補助金の対象とする経費は、別表の第3欄に定める経費とする。

第5 事業の実施期間

補助の対象とする事業の実施期間は、第8の規定に基づく交付決定がなされた日が属する年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 補助金の額

本補助金は、補助対象者ごとに算定することとし、次により算出された額を都の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- 1 第3に定める事業の実施に当たり、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 1により選定された額と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第7 交付申請

本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東京都知事（以下「知

事」という。)があらかじめ指定する日までに、別記第1号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

第8 交付決定及び通知

- 1 知事は、第7の規定による交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、第11に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、その決定の内容を申請者に通知する。
- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、交付の決定をすることができる。

第9 変更申請手続

申請者は、この補助金の交付決定後の事情の変更等により申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合には、第7に定める規定に従い、知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

第10 申請の撤回

申請者は、第8の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第11 交付の条件

この補助金の交付の決定には、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次の条件を付けるものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- (2) (1)の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限るものとする。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものに

については、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事業上の契約行為

補助事業に係る設備の調達契約については、保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準(平成17年4月1日付16福保医政第1450号)によることとする。

4 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。
- (2) (1) の報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は直ちにその指示に従わなければならない。

5 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことができる。

6 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずる。
- (2) 補助事業者が(1)の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。
- (3) (2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、知事は、8の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

7 調書の作成

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

8 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、当該条件に基づく命令、交付要綱又はその他法令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合においても適用する。

9 補助金の返還

- (1) 知事は、8の(1)の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合にお

いて、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合には、知事の指示するところにより、その補助金の返還を命ずることができる。

- (2) (1)の規定は、第13の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合においても適用する。

10 違約加算金及び延滞金

- (1) 8の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返納した場合におけるその後の間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- (2) 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 違約加算金の計算

- (1) 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における10の(1)の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- (2) 知事が、10の(1)の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

12 延滞金の計算

知事が、10の(2)の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

13 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

14 財産処分の制限

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、(2)に定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (2) (1)による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数とする。

- (3) 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

15 不用品の再利用

補助事業者は、補助事業を行うことにより不用品が発生した場合には、他の医療施設への所属換え等により設備の再利用に努めること。

第12 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は東京都の会計年度が終了したときは、別記第2号様式による事業実績報告書を指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は別記第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

第13 補助金の額の確定等

知事は、第12の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第14 是正のための措置

知事は、第13の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

第15 補助金の請求、支払及び精算

- 1 補助事業者は、第8の規定により補助金の交付が決定した場合で、概算払により補助金の交付を請求しようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第13の規定により交付すべき補助金の額を決定したのち補助金の交付を請求しようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、1及び2の規定により補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。なお、概算払の請求を受けた場合においては、年1回概算払をすることができる。
- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第13の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、別記第6号様式による精算報告書を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第16 その他

- 1 特別の事情により、第6、第7、第9又は第12に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところにより処理するものとする。
- 2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第4及び第6関係）

1 補助対象者	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・事業及び在宅医療体制に係る医療体制について」（令和5年6月29日付医政地発0629第3号）に基づき都が指定した、在宅療養において積極的役割を担う医療機関（ただし、東京都が開設している病院・診療所を除く。）	一補助対象者につき2,000千円を上限とする。	下記①～③の実施に必要な経費 ①地域の実情に応じた在宅医療人材の確保・育成 ②平時における多職種・多機関の連携推進 ③災害時における多職種・多機関の連携推進 ※ただし、診療報酬の算定対象となる取組等は対象外とする。	10／10